

要法室及對同盟世法人會

要法室及對同盟世法人會
二月七日後二時市電自
今本市に於て各事務總會より世法人一名宛報告
し委員より運動経過を報告したる後尤も
及も協定人等散會也

協議事項

一 印刷物散り散を撤去す可く各總會は唯人の百年よ
り冬方面把握の地兵に於て撤布することと決し印刷
物は世法人の夫と配布也

二 秋田兩方製作要法室及對の款を各總會員
に練習せしめし事麻痺初に課はしむるなり